

CFP®資格審査試験問題集（相続・事業承継設計） 平成28年度第1回

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

・66～67 ページ 問題 44（設問 B）

（誤）＜配当還元価額の算式＞（計算式等は省略）

原則的評価方式によって評価した金額は 1,080 円であるので、125 円を選択する。

（正）①配当還元方式による評価額（計算式等は省略）

②原則的評価方式による評価額

中会社の原則的評価方式は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、次の算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算することもできる（同基本通達179(2)）。なお、次の算式の1株当たりの純資産価額は、株式を取得した者とその同族関係者が保有する議決権割合が50%以下であるときは、80%を乗じて計算した金額とするが、算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算するとした場合の純資産価額は80%を乗じた金額とすることはできない（同基本通達185）。

1株当たりの相続税評価額＝類似業種比準価額×L＋1株当たりの純資産価額×（1－L）

1,000円×0.60＋1,200円×80%×（1－0.60）＝984円

算式中の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算した場合のPA社の相続税評価額は

1,200円×0.60＋1,200円×80%×（1－0.60）＝1,104円

となるため、評価額が低い984円を選択する。

③PA社の1株当たりの相続税評価額

①<② ∴125円